

秦野市中学校給食物資食品添加物使用基準

秦野市教育委員会

食品添加物用途名	秦 野 市 基 準		使用不可食品添加物名一覧
着色料	できるだけ含まない	添加物の内容を明確にする	<ul style="list-style-type: none"> ・食用赤色 2 号及びそのアルミニウムレーキ ・食用赤色 3 号及びそのアルミニウムレーキ ・食用赤色 40 号及びそのアルミニウムレーキ ・食用赤色 102 号 ・食用赤色 104 号 ・食用赤色 105 号 ・食用赤色 106 号 ・食用黄色 4 号及びそのアルミニウムレーキ ・食用黄色 5 号及びそのアルミニウムレーキ ・食用緑色 3 号及びそのアルミニウムレーキ ・食用青色 1 号及びそのアルミニウムレーキ ・食用青色 2 号及びそのアルミニウムレーキ ・タール色素の製剤 ・鉄クロロフィリンナトリウム ・銅クロロフィリンナトリウム ・銅クロロフィル ・二酸化チタン ・ノルビキシンカリウム ・ノルビキシンナトリウム
発色剤	含まない		<ul style="list-style-type: none"> ・亜硝酸ナトリウム ・硝酸カリウム ・硝酸ナトリウム ・硫酸第一鉄（乾燥） ・硫酸鉄第一鉄（結晶）
漂白剤	含まない		<ul style="list-style-type: none"> ・亜塩素酸ナトリウム ・過酸化水素 ・亜硫酸水素カリウム液 ・亜硫酸水素ナトリウム液 ・亜硫酸ナトリウム（結晶） ・亜硫酸ナトリウム（無水） ・次亜硫酸ナトリウム ・二酸化硫黄 ・ピロ亜硫酸カリウム ・ピロ亜硫酸ナトリウム
保存料	含まない	季節等によりその限りではない	<ul style="list-style-type: none"> ・安息香酸 ・安息香酸ナトリウム ・ソルビン酸 ・ソルビン酸カリウム ・パラオキシ安息香酸イソブチル ・パラオキシ安息香酸イソプロピル ・パラオキシ安息香酸エチル ・パラオキシ安息香酸ブチル ・テトラヒドロ酢酸ナトリウム ・パラオキシ安息香酸プロピル ・プロピオン酸 ・プロピオン酸カルシウム ・プロピオン酸ナトリウム
防カビ剤	含まない		<ul style="list-style-type: none"> ・オルトフェニルフェノール ・オルトフェニルフェノールナトリウム ・ジフェニル ・チアベンダゾール
殺菌料	含まない		<ul style="list-style-type: none"> ・高度サリチン粉 ・サリチン粉 ・次亜塩素酸ナトリウム ・過酸化水素
酸化防止剤	できるだけ含まない	添加物の内容を明確にする	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム ・エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム ・クエン酸イソプロピル ・ジブチルヒドロキシトルエン ・ノルヒドロログアヤレチック酸 ・ブチルヒドロキシアニソール ・没食子酸プロピル
品質保持剤	含まない		<ul style="list-style-type: none"> ・プロピレングリコール
甘味料	できるだけ含まない	添加物の内容を明確にする 合成甘味料は含まない	<ul style="list-style-type: none"> ・アスパルテーム ・D-キシロース ・グリチルリチン酸二ナトリウム ・サッカリン ・サッカリンナトリウム ・D-ソルビトール ・D-ソルビトール液
調味料	できるだけ含まない	添加物の内容を明確にする	
その他各種の添加物	できるだけ含まない	添加物の内容を明確にする	

1. この基準は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
2. 食品添加物については、食品加工上必要不可欠な最低限のものとし、不用なものは一切含まないこととする。
3. 法改正、安全性が疑問視されたときは、改正する。
4. 農薬については、できるだけ使用の少ないものとする。